

令和5年度 三郷町保育実施選考基準点数表

提出された申請書類等をもとに、保育の必要性が高いと認められる児童から順に利用調整を行います。保育の必要性については、「1. 入園優先順位に関する基準点」と「2. 児童の家庭の状況等に関する調整点」との合計点を基本として、総合的に審査、判定します。

1. 入園優先順位に関する基準点（児童の保護者のうち、低い方の点数を適用します。）

No.	保育事由		保護者の状況		基準点
	就労形態	就労日数	就労時間		
1	就労	外勤・自営	週5日以上 (月20日以上) ※週4日(月16日)：-2点 ※週3日(月12日)：-4点	1日8時間以上	12
				1日7時間以上8時間未満	11
				1日6時間以上7時間未満	10
				1日5時間以上6時間未満	9
				1日4時間以上5時間未満	8
				上記以外で月48時間以上の就労	2
	内職	週4日(月16日)以上かつ1日4時間以上	5		
	週3日(月12日)以上かつ1日4時間以上	3			
	上記以外で月48時間以上の就労	2			
2	妊娠・出産	出産(予定)日の産前6週、産後8週の間		9	
3	疾病・障がい等	入院	概ね1か月以上の入院が見込まれる		10
		自宅療養	常時病臥、感染症等		10
			上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要な場合		9
	障がい	一般療養(運動、外出等が制限されているが身の回りのことは自分でできる場合)		7	
		介護を要する	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するものまたは概ね同程度と判断できる場合	10	
		保育に支障がある	身体障害者手帳3級、療育手帳B及び精神障害者保健福祉手帳3級を所持するものまたは概ね同程度と判断できる場合	8	
	上記以外で必要と思われるもの	身体障害者手帳4級以下を所持するものまたは概ね同程度と判断できる場合	6		
4	介護・看護	同居親族の介護・看護	重度の介護を要する	要介護4・5並びに身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するものまたは概ね同程度と判断できる場合	10
			中程度の介護を要する	要介護2・3並びに身体障害者手帳3級、療育手帳B及び精神障害者保健福祉手帳3級を所持するものまたは概ね同程度と判断できる場合	8
			軽度の介護を要する	要介護1並びに身体障害者手帳4級以下を所持するものまたは概ね同程度と判断できる場合	6
		長期入院等をしている親族の介護・看護	介護・看護を要する常態が概ね1か月以上見込まれる		8
5	災害復旧	震災、風水害、火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合		12	
6	求職活動(起業準備を含む)	求職活動中または起業準備中		1	
7	就学	週4日(月16日)以上 ※週3日(月12日)：-2点	学校教育法に基づく学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学(職業訓練校における職業訓練を含む)		8
8	児童虐待・DV	児童虐待・DVのおそれがある場合		12	
9	その他	その他上記に類するものとして町長が認める事由に該当する場合		該当事由準用	

※就労時間が不規則な場合はその平均とします。

※その他、特別な事情により加算・減算調整する場合があります。

2. 児童の家庭の状況等に関する調整点（世帯を単位として採点）

①	ひとり親(母子家庭、父子家庭、またはそれに類する場合)	5
②	児童虐待・DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	5
③	育児休業が終了し仕事に復帰する場合	2
④	兄弟姉妹の入所(兄弟姉妹が保育所に入所中であり同時通所となる場合)	3
⑤	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合	2
⑥	保護者が町内の認可保育所等で保育士(看護師)として勤務しているか、勤務予定である場合	15
⑦	申請児童が障がいを有する場合	1
⑧	町内の小規模保育事業・家庭的保育事業を卒園(2歳児で保育が満了)し、連携施設を希望する場合 ※連携施設の利用調整時に加算	15
⑨	申請書にて「希望施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合	-12

※町外からの広域利用申し込み(転入予定者は除く)は⑥のみ加算調整を行います。

※転園申請は、兄弟姉妹で別々の施設を利用している等やむを得ない事由がある場合のみ加算調整を行います。

※その他、特別な事情により加算・減算調整する場合があります。